

介護保険の実施状況について

介護保険の実施状況について.....	1
要介護認定実施状況（参考1）.....	5
指定事業者指定状況（参考2）.....	7
介護給付費請求明細書受付状況（参考3）.....	8
第2回・第3回定点市町村会議の状況（参考4）.....	9
介護保険制度の実施状況に関する意見交換会における発言要旨.....	17
（利用者団体・事業者団体との意見交換会）（参考5）	

平成12年7月24日

厚生省老人保健福祉局

介護保険の実施状況について

1. サービス利用の状況

(1) 要介護認定の状況（参考1）

ア 本年6月末現在の状況は、以下のとおりとなっている。また、要介護度の分布や二次判定における変更率については、3月末の調査とほとんど変化はない。

3月末までの申請件数	2,480,147件
4月以降の新規申請件数	315,605件
合計	2,795,752件
4月以降の更新申請件数	341,431件

※ なお、新規申請件数の中には、要介護認定を受けている者が要支援となった場合、要支援認定を受けている者が要介護1～5になった場合も含まれる。

イ また、本年3月末現在のデータ（全国で約250万人の方が要介護認定申請（数％が非該当の見込み））から、サービスの利用の状況を粗く推計すると、以下のとおりとなっている。

- ・ 在宅サービス利用者 約150万人
- ・ 施設サービス利用者 約60万人

※ 残りの約20数万人については、病院に入院したり、認定は受けたが当面サービスの利用を希望しない者。

(2) サービスの利用状況（別冊「利用者等に対するアンケートの結果について」参照）

ア サービス利用量の増加

介護保険の導入によりサービスが利用しやすくなり、導入した4月段階において、サービス利用者が20％以上増加。また、サービスの利用量全体も相当程度増加。

※ 厚生省が実施した96市町村の調査（本年4月時点）では、サービス利用者が23％増加。また、従来からのサービス利用者の63％がサービス量が増加したと回答。

※ 全国老人クラブ連合会の調査（本年7月時点）では、サービス利用者が29%増加。また、従来からのサービス利用者の29%がサービス量が増加と回答。

イ 利用者の満足度及びサービスの質についての評価

利用者の介護保険のサービスに対する満足度は、各種調査でもかなり高くなっている。

また、サービスの質が全般的に良くなったとする意見や、サービスに対する苦情が言いやすくなったとする意見は多い。

※ 全国老人クラブ連合会の調査によると、

- ・ サービス内容に概ね満足とする意見が84%、不満があるとする意見が9%。
- ・ サービスの質が良くなったとする意見は28%、悪くなったとする意見は3%。
- ・ 苦情を言いやすくなったとする意見は30%

そのほか、介護保険の利用に伴う家族関係の変化について、「毎日の生活に張りが出てきた」、「在宅生活に意欲的になった」、「家庭内の雰囲気明るくなった」、「引き続き在宅生活を送れる」等の肯定的な回答が多かった。

※ 神戸市の調査（5月実施）では、91%の人が現在受けているサービスに「満足」又は「ほぼ満足」と回答。

2. 事業者のサービス提供状況

(1) サービス利用量の増加を背景に、事業者の活動は全般として活発。特に、従来から地域に密着した活動を展開し、利用者と信頼関係が築けた事業者が、概ね良好な成績。また、NPOなどのサービス実績も増加。（参考2）

※ 指定事業所の指定件数の状況（在宅サービス）

総数	54,826件（4月）	→	58,404件（7月；+3,578件）
営利法人	13,450件（4月）	→	15,541件（7月；+2,091件）
NPO	539件（4月）	→	672件（7月；+133件）

- (2) 営利法人についても、4月以降も引き続き参入は進んでおり、4月から7月までの3か月間で、総数で2,091件、訪問介護で688件、居宅介護支援事業で400件、福祉用具で686件、指定件数が増加している。
- 一部、新規参入の民間企業が苦戦しているとされているが、これは、
- ・ 新規に参入して、地域に十分に浸透できていない、
 - ・ 訪問介護とケアプラン作成のみのサービス提供に止まっており、サービスのメニューが少ない、
- といった状況で、利用者を獲得できていないことによるものと見込まれる。

※ 利用可能な事業所数でみた場合、訪問介護（ホームヘルプサービス）で2.3倍、訪問看護で1.6倍（86市町村の集計結果。1年前との比較）に拡大。（厚生省調査（4月））

- (3) 介護支援専門員（ケアマネジャー）は、施行当初において、業務に十分に慣れていなかったり、新規ケースが集中した結果、支給限度額の範囲内にサービス量が収まっているかの確認で業務が手一杯の状況であった。
- ただ、利用者の抱えている課題の分析やサービス事業者との連絡調整まで十分に手が回っていない状況にある。
- (4) 訪問介護については、身体介護中心型、家事援助中心型及び両者の複合型の3区分があるが、この当てはめが不適切になっている場合がある。

3. 介護報酬の請求の状況

- (1) 介護報酬の請求については、フロッピーディスクなどの磁気媒体や電話回線を用いた伝送方式により行うことが原則である。
- 5月請求分（4月サービス分）では紙による請求が多かった（約7割の事業所）が、6月請求分（5月サービス分）では、改善傾向が見られた。（参考3）

※ 請求状況（事業所数：全国集計値）

5月審査分 紙：70.6%、磁気媒体：23.9%、伝送：5.5%

6月審査分 紙：58.0%、磁気媒体：27.8%、伝送：14.2%

（注）5月分は都道府県からの報告をもとにまとめたもの。6月分は国保中央会が集計した速報値。

(2) 5月請求分については、請求書の記載漏れや受給者台帳、事業者台帳との不突合など、適正な請求であることが確認できないことにより、通常の支払いが受けられないケースがあった。

こうした事例の多い都道府県を中心に、事業者が資金繰りに困ることのないよう、都道府県、国保連に対し、保険者と十分に連携を取った上で、概算払いなどの措置を実施していただくよう依頼した。